

「山形県動物愛護管理推進計画（案）」に対する意見募集結果

1 意見募集期間 令和4年3月1日（月）から3月22日（火）まで

2 御意見等の数 6件（意見提出者 1人）

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	項目	御意見の概要	県の考え方
1	第3 国の動き	犬・猫の販売場所を事業所に限定とあるが、移動販売の禁止を明確にしたい。	動物の販売を行う場合は、短期間であっても、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることとなっています。移動販売につきましても、事前登録の徹底や、新たに飼養管理基準に規定された、輸送後2日以上健康観察を確実に実施していることを確認するなど、適正管理に向け努めてまいります。
2	第4 1 犬・猫に関する状況	引取り数の減少は県でも頑張っているが、その多くは保護団体やボランティアの日々の活動によると考えているので、その活動を現状として記載していただきたい。	御指摘の頁は、統計的な状況を記載していますので、引取り頭数の減少や譲渡率の向上に対する動物愛護団体やボランティアの方のご協力について、「第5 関係機関等の状況」(P19)に追記します。
3	第4 1 犬・猫に関する状況	P8表2とP9表3の引取りと捕獲の数が一致していない理由は何か。	年度をまたいで長期間飼養する動物がいるために差が生じます。
4	第5 関係機関等の状況	猫の不妊去勢手術補助制度については、令和4年度から新たに制度を実施する自治体があると聞いているが記載しないのか。	ご意見を踏まえ、P17の記載を変更します。
5	第8 計画の重点取組	重点取組3で指導強化等～の前に「他機関と協働して」を加えていただきたい。全国的に社協やケアマネさん更に町内会などがタックを組んで取り組んでいる報告も聞いて	重点取組は、取組の方向性を記載しており、具体的な施策については、別途「施策11 周辺的生活環境の保全」(P35)に記載しています。 社会福祉関係や町内会の方々をはじめと

		<p>いる。寒河江市も地域トラブルをなくすべく情報を共有するチームを作ろうとしている。</p>	<p>する幅広い方から御協力をいただきながら、生活環境の保全に取り組んでいきたいと考えています。</p>
6	<p>第8 施策の柱 2 動物 愛護精神 の醸成</p>	<p>P33 施策9の具体策2「動物愛護教育に関する相談に対応できる体制の整備」について、主な取組機関では現在も既に動物愛護団体やボランティアも取り組んでいるので記載願いたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、主な取組機関に「動物愛護団体など」を追加します。</p>